

環境活動レポート 平成21年度

次世代に継承する
環境適合型社会の
実現をめざして

環境創造事業

循環型社会推進事業

環境コンサルティング事業

環境調査・測定分析事業

環境研究事業

国際協力事業



財団法人 ひょうご環境創造協会
Hyogo Environmental Advancement Association

平成22年(2010)年9月6日発行

目次

1．トップメッセージ	1
2．協会概要	2
(1)組織の概要	2
(2)事業内容(環境創造事業)	4
(3)事業内容(循環型社会推進事業)	6
(4)事業内容(環境コンサルティング事業)	7
(5)事業内容(環境調査・測定分析事業)	8
(6)事業内容(環境研究事業)	9
(7)事業内容(国際協力事業)	10
3．環境への取り組み	11
(1)環境方針	11
(2)対象範囲	12
(3)環境目標と環境活動計画	13
(4)環境目標と環境活動計画の実績、取組結果とその評価	14
(5)マテリアルバランス	14
(6)環境関連法規等の遵守状況の確認及びその評価の結果並びに違反、訴訟等の有無	19
(7)代表者による全体評価と見直しの結果	21
(8)次年度の環境目標と取組内容	22

環境管理責任者及び連絡担当者(事務局)

■環境管理責任者(理事) 井上 成人

■連絡担当者(経営企画部企画調整課長) 三好 憲治

環境活動レポート

■対象組織 (財)ひょうご環境創造協会 本部

■対象期間 平成21年4月～平成22年3月



財団法人 ひょうご環境創造協会
Hyogo Environmental Advancement Association

1. トップメッセージ

次世代に継承する環境適合型社会を目指します

理事長 青山 善敬

この4月1日に地球温暖化防止や環境の保全・創造に関する調査・普及啓発を担う(財)ひょうご環境創造協会と、廃棄物処理やリサイクル等の循環社会づくりを担う(財)兵庫県クリエイトセンターが統合し、新しい協会が誕生しました。

私は、地球規模から地域レベルまでの幅広い環境問題に対処するため、一元的・総合的な取り組みを図るためには、人と人のつながり、とりわけ世代間、地域間、組織間などの多様な連携による環境への取り組みなどを通して、環境適合型社会の実現をめざしていくことが重要であると考えています。

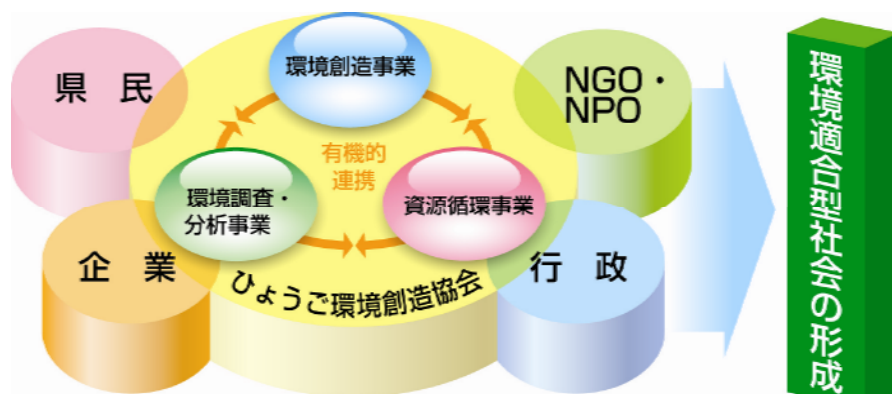
このため、県民、NGO・NPO、企業、行政が連携し、各主体の参画と協働のもと、地域環境力を向上させていくことを目的とした活動が行われていますが、協会では、こうした活動を支援する様々な取り組みを行っています。

また、環境調査・測定分析事業に関しては、民間事業との棲み分けを図るとともに職員の資質の向上に努め、幅広い環境コンサルティング事業への取り組みを進めるなど、事業の推進に努めています。

協会内部においての環境への取り組みについては、平成21年2月にエコアクション21の認証登録を行い、この仕組みを活用して、環境負荷の削減や職員のエコ活動を推進しています。

昨年度においては、協会がこれまで培ってきたノウハウを生かし、生物多様性の保全から地球温暖化防止を考える「環境NGO・NPO Hyogo対話」や、我が国の温室効果ガス25%削減と低炭素社会の構築について理解と行動を深めるための「地球温暖化フォーラム」を開催しましたが、今年度も引き続き実施して行くとともに統合により、新たに循環型の社会づくりの観点を踏まえた「ひょうごエコサイエンス&ビジネスフェア」などの事業展開も推進しているところです。

最後に、私たち協会の環境の保全と創造の取り組みは、皆様のご意見を基に積極的な活動を展開していきたいと考えていますので、今後ともご意見とご提案をいただくとともにご理解とご協力をよろしくお願いします。



2. 協会概要

(1) 組織の概要

名 称 財団法人 ひょうご環境創造協会『本部』

所 在 地 〒654-0037 神戸市須磨区行平町3-1-31

(本 部 〒654-0037 神戸市須磨区行平町3-1-31)

(資源循環部 〒650-0023 神戸市中央区栄町通4-2-18 キンキビルディング内)

(尼崎事業所 〒660-0087 尼崎市平左衛門町70)

(津名事業所 〒656-2132 淡路市津名町志筑新島)

(姫路事業所 〒672-8079 姫路市飾磨区今在家字近藤新田1351-17地先)

(播磨事業所 〒675-0155 加古郡播磨町新島13-1)

(赤穂事業所 〒678-0208 赤穂市西浜町1016-1)

(香住事業所 〒669-6562 美方郡加美町香住区油良399-5)

(ひょうごエコプラザ 〒350-0044 神戸市中央区東川崎1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー5F)

(ひょうご環境体験館 〒679-5148 兵庫県佐用郡佐用町光都1丁目330-3)

設 立 昭和47年5月31日

基本財産 6億5千万円 兵庫県 160百万円
県下全市町 330百万円
神戸商工会議所 23百万円
『ひょうご環境創造協会 137百万円』

代 表 者 理事長 青山 善敬

事業内容 環境創造事業、循環型社会推進事業、環境コンサルタント事業、環境調査・測定分析事業、環境研究事業、国際協力事業
『環境保全創造事業、環境調査・測定分析事業』

従業員数 186名『104名』(平成22年4月1日)

売 上 高 2,527百万円『1,348百万円』(平成21年度)

床 面 積 17686.16m²『2341m²』

事業登録 特定計量証明事業登録

兵庫県計証第濃3号(濃度)

兵庫県計証第騒6号(音圧レベル)

兵庫県計証第振7号(振動加速度レベル)

兵庫県計証第特定濃度6号(特定濃度)

水道水質検査機関登録

厚生労働省(登録番号第60号)

作業環境測定機関登録 兵庫労働基準局28-9号

建築物飲料水水質検査業登録 兵庫県56水第11号の5

建築物空気環境測定業登録 兵庫県11空第11号の68

土壤汚染対策法に基づく指定調査期間指定 環2003-1-207

MLAP（認定特定計量証明事業者） N - 0060 - 01

（大気中のダイオキシン類、水又は土壌中のダイオキシン類）

第2種臭気測定認定事業所第284（02）号

温泉成分登録分析機関 薬第07E - 0001号

エコアクション21地域事務局 ひょうごEMS支援エンター 認定番号1 - 002

人材認定事業登録（こども環境学習サポータートレーニング）

産業廃棄物処分業許可（最終処分：安定型埋立）

産業廃棄物処分施設設置許可（最終処分場・安定型ノガラスくず・コンクリートくず

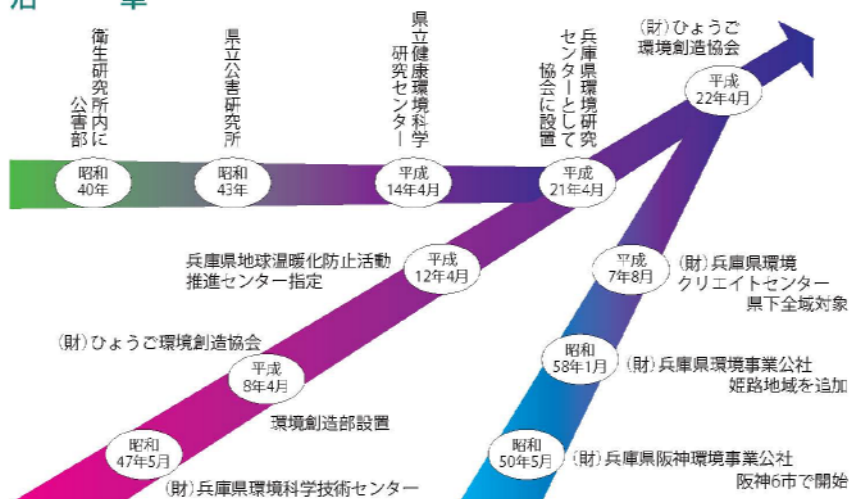
及び陶磁器くず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類）

一般廃棄物処理施設設置許可（ごみ処理施設ノ焼却灰、ばいじん）

技術スタッフ

工学博士	5名
技術士	2名
環境計量士	17名
作業環境測定士	10名
臭気判定士	6名
大気公害防止管理者	4名
水質公害防止管理者	13名
ダイオキシン類公害防止管理者	1名
水道技術管理者	1名
空気環境測定実施者	1名
放射線取扱主任者	3名
エックス線作業主任者	10名
1級土木施工管理技士	3名
2級土木施工管理技士	1名
1級造園施工管理技士	2名
廃棄物技術管理者	3名
最終処分場技術管理士	1名

沿革



『』表示は、平成22年4月時点でのエコアクション21認証登録範囲

(2) 事業内容(環境創造事業)

【平成21年度は一部エコアクション21登録認証範囲外】

環境に適合した新しいライフスタイルの創造や、事業活動の促進のため、県民・NPO・事業者が一体となり、環境負荷の低減を図るなど、低炭素社会、自然再生社会に向けた取り組みを行っています。

1) 地球温暖化防止活動の推進

温暖化とその影響を防止するため、兵庫県から指定を受けた地球温暖化防止活動推進センターとして、家庭におけるCO₂削減やグリーンエネルギーの導入拡大さあに地域における取組の環を広げるための事業を行っています。

- エコチェックなど実践活動の普及啓発活動
- ひょうごグリーンエネルギー基金事業
- CO₂削減相殺(ひょうごカーボンオフセット)事業
- 地球温暖化防止活動推進委員活動支援
- エコ住宅普及啓発促進事業
- 太陽光発電相談指導センター事業
- 中小企業等の省エネ、CO₂削減への支援(EA21) 等



エコチェックひょうご

エコアクション21地域事務局 ひょうごEMS支援エンター(平成21年度実績)

- ・運営委員会の開催(1回)
- ・判定委員会の開催(16回開催:88件審査)
- ・EA21自治体イニシャティブ・プログラム開催(7事業者)
- ・EA21関係企業グリーン化プログラム(44事業者)



ひょうごグリーンエネルギー基金事業



エコ住宅普及啓発促進事業

2) 生物多様性保全活動の推進

多様な生き物が生息する自然環境を保全・再生するための啓発、支援などを行います。

- 浜辺の環境学習事業
- 生物多様性の保全に取り組むNGO・NPOのネットワークの推進 等

3) 環境学習・教育の推進

人間と環境との関わりについての理解や豊かな感受性や見識を持ち、責任ある行動がとれる人づくりや環境適合型社会のしくみづくりに向け、環境学習・教育に係る活動支援を行っています。

- ひょうご出前環境教室の開催
興味のある環境問題について学習される場合に、講師を派遣し学びの場のお手伝いをいたします。
- 環境学習プログラム、教材の開発
- エコツーリズムバス運行支援事業
- 環境保全創造活動支援事業
- 環境学習サポーター登録制度
- 情報誌の発行 等

詳しいイベント情報等はホームページからご覧頂けます。
<http://www.eco-hyogo.jp/>



浜辺の環境学習



ひょうご出前環境教室

協会情報誌「エコひょうご」(県民、団体、事業所、市町会員等に年4回送付)

よりよい環境づくりのための様々な事業を支えていくため協会では会員募集し、会員の皆さまへ協会情報誌「エコひょうご」を送らせて頂いています。皆さまからの会費は、環境保全事業に役立てられています。

会員数 県民会員 965人
団体会員 105団体
事業所会員 210事業所
市町会員 41団体



4) 環境学習施設の運営【平成22年4月時点ではエコアクション21認証登録範囲外】

○ひょうごエコプラザ

環境学習や活動に関する情報提供や助成、人材紹介などのご相談に環境学習コーディネーターが対応するなど、「環境」に関する取り組みのお手伝いをしています。また、企画展示を行い、最新の情報発信を行っています。

「太陽光発電相談指導センター」「CO₂削減協力事業相談センター」をひょうごエコプラザ内に設置し、専門の相談員が太陽光発電の設置に関する相談や、中小企業のCO₂削減の取り組みに関する相談をしています。



ひょうごエコプラザ

○ ひょうご環境体験館(はりまエコハウス)

地球温暖化をはじめとする環境問題について、参加体験型の環境学習プログラムや展示により、『感じ』、『学び』、『知る』ことが出来る施設です。県が播磨科学公園都市に設置した施設の指定を受け管理運営しています。



ひょうご環境体験館(はりまエコハウス)

(3) 事業内容 (循環型社会推進事業)

【平成 2 1 年度は一部エコアクション 2 1 認証登録範囲外】

廃棄物に関わる生産・消費、廃棄の全ての取り組みに対して一元的に対応する体制を整備し、循環型社会構築を目指した 3 R 活動等様々な活動を推進しています。

1) 市町等の支援業務

廃棄物等の処理に係る事業は社会経済活動の拡大に伴い、市町単独では対応しきれない場合が増えています。また、廃棄物処理施設の新規建設事業は、中小市町・事務組合では施設運営の経験者や各種専門技術者の確保が困難な状況ですので、支援事業を行っています。

- 市町事業支援、相談対応
- 市町職員研修
- 廃家電回収、資源化の支援



セメントリサイクル事業

2) 廃棄物の資源化・最終処分事業

○ セメントリサイクル事業

市町等のごみ焼却施設から排出される焼却灰およびばいじんについて、住友大阪セメント(株)とタイアップして、既存のセメント焼却炉を活用した再資源化事業を行います。

○ 但馬最終処分場事業

但馬地域の地元の要請を受け、平成 1 3 年 1 0 月から但馬処分場を開設し、建設残土及び建設廃材等を受け入れています。

○ 大阪湾フェニックス受託事業

当協会は、兵庫県内の廃棄物の広域処理団体として、大阪湾フェニックス事業にかかる兵庫県内の積出基地のうち、尼崎、播磨、津名、姫路基地での廃棄物受入業務を受託しています。



但馬最終処分場



クリーンアップキャンペーン

3) 調査、研究、交流

- ひょうごエコタウン推進会議の運営支援
- 既存の産業基盤等の活用による広域的な資

源循環社会の構築を目指す「ひょうごエコタウン構想」の実現に向け、事業化推進や資源循環の推進を事務局として進めています。

- 兵庫県、広東省等の環境ビジネス交流会議の運営支援
兵庫県と広東省等の企業間における環境ビジネスの取り組みを促すため、兵庫県主導のもとに「兵庫県・広東省等ビジネス交流会議」が行う各種事業を支援します。



マイバック運動

4) 不法投棄廃棄物の適正処理

- 原状回復
廃棄物の不法投棄、不適正処理事案による生活環境保全上の支障を除くため、投棄原因者が不明又は資金力不足の場合、土地所有者・市町等の要請に基づき原状回復事業を行います。
- 未然防止、再発防止
市町等の要請に基づき、廃棄物の不法投棄・不正処理の未然防止及び再発防止対策に対して助成を行います。



3 R 検定

5) 3 R 等の普及啓発

循環型社会構築を目指した県民レベルのさまざまな活動を促進するため、地域における3 R推進活動を担う人材の育成とその活動支援を行います。

- クリーンアップキャンペーン、マイバック運動、3 R推進活動支援、地域別推進事業

(4) 事業内容(環境コンサルティング事業)

地球温暖化防止、循環型社会の推進など環境保全に資する情報収集や技術の研究開発を進めることにより培われた、幅広い知見と高度な技術力、中立的な立場から生む行政、住民への卓越した調整能力で、一貫性のあるコンサル業務を遂行しています。

1) 循環型社会形成の推進

循環型社会を実現するために、市町が推進するごみ処理施設等の整備事業について、計画段階から一貫したコンサルティングとシステムワークで支援します。また、事業者が取り組む適正な産業廃棄物処理施設の設置・管理を総合的にサポートします。



バイオマスの利活用

- 一般廃棄物処理基本計画の策定支援
- 一般、産業廃棄物処理に関する調査・設計、工事管理など総合コンサルティング事業

2) 自然環境保全、再生

地域特性や社会条件等の変化を踏まえ、都

市河川での自然再生、ビオトープ創出、荒廃した森林の復元などさまざまな事業目的に対応したプランをご提案し、人と自然とが共生する豊かな社会を実現します。

- 緑地保全、里地里山に関する調査、計画策定
- 動植物、生態系に関する調査や貴重種の保全
- 自然再生における住民参加と合意形成の推進支援



住民参加型自然再生

3) 低炭素社会実現への取り組み

地球温暖化問題の解決や循環型社会の推進のための切り札となる低炭素社会の実現をめざした、バイオマスの利活用など計画支援や技術研究に取り組んでいます。

4) 環境アセスメント

現状を調査により適切に把握し、事業の実施に伴う環境への影響を豊富な実績と最新の科学的な知見に基づき、中立な立場から予測、評価し、事業活動と自然環境や地域社会との持続的な調和をサポートします。



- 団地、道路、空港整備、海面埋立、廃棄物処分など、豊富な実績
- 住民への説明、調査支援
- 適切な事後監視計画の立案と手続き支援

改正土壌汚染対策法セミナー開催

(5) 事業内容(環境調査・測定分析事業)

計量法に基づく計量証明事業登録機関として、経験豊富なスタッフが最新の技術を駆使しながら、あらゆるニーズに即応できる迅速、正確な調査・測定分析を実施します。

1) 大気環境の測定

私たちの身の回りを取り巻く大気環境を良好に保つため、「大気汚染防止法」などの各種関連法令に基づく、工場・自動車等からの排出される物質による大気汚染や騒音、振動及び悪臭などの測定を行います。

2) 水質分析

河川水、海域、地下水、工場排水、下水等の水質分析及び底質分析は、長年にわたり培った技術とノウハウにより、適切な調査から分析・報告書まで一貫した対応でご要望にお応えします。

また、水道法の厚生労働大臣登録機関として、基準50項目や水道管理目標設定項目等の分析及びクリプトスポリジウム等の耐塩素性病原微生物の検査についても迅速に対応いた



土壌ボーリング調査

します。

3) 土壌汚染等の調査

「土壌汚染対策法」に基づく土壌ガス調査、土壌溶出量調査、土壌含有調査及び地下水の汚染状況調査や土地取引に先立って、必要となる「宅地建物取引業法」及び「不動産鑑定評価基準」に基づく土壌汚染状況の迅速かつ的確な報告及び土壌対策工法のご提案を行います。



ダイオキシン測定風景

4) 有害物質調査

ダイオキシン類や環境ホルモンなど極微量有害化学物質の分析においては、高度な技術力と適正な品質管理が必要です。ダイオキシン類の分析では、高分解能GC-MSによる高精度分析（認定特定計量証明事業者・環境省受注資格審査合格）に対応しています。



ISO9001 認証登録【対象範囲】

水、土壌及び大気中の物質濃度に係る分析・測定、音圧・加速度レベルに係る測定並びに計量証明

(6) 事業内容（環境研究事業）

【平成21年度は、エコアクション21認証登録範囲外】

県民の安全と安心を守るために、県と連携した環境に関する調査研究や試験検査を行い、また、関連環境機関や大学との連携により、環境汚染などに対する科学的・技術的情報提供をしています。

1) 有害物質に関する調査研究

有害化学物質による環境汚染の未然防止の観点から、高蓄積性、長期残留性、長距離移動など生態系の影響が懸念されるPOPs（残留性有害汚染物質）をはじめ未規制物質の環境中の動態の把握、環境リスクを評価する手法を開発するとともにバイオアッセイによる環境モニタリングを実施しています。

- 地球環境問題からみた残留性有機汚染物質の地球環境への負荷
- 有機フッ素化合物の汚染実態及び発生源の解明
- 大気中揮発性有機化合物（VOC）の挙動と評価
- 廃棄物の不適正処理時の対応及び廃棄物の性状等
- バイオアッセイ法による環境汚染化学物質評価法の適用



VOC 測定

2) 水環境に関する調査研究

規制になじまない山林、農地、市街地等土地利用形態別の窒素やリン等の流出実態調査など環境負荷物質の流出特性を把握するとともに、瀬戸内海など公共用水域の改善を図るため、生物の浄化機能を中心として、耕耘・エアレーション等の海域の直接浄化技術の研究や、大阪湾・播磨灘における難分解性有機物及び栄養塩に関する調査研究を行っています。また、河川の水

性生物などの環境教育を支援しています。

- 土地利用形態の違いによる水域への流出特性
- 県内地質に含まれる有害物質等情報の総合化
- 生物機能の活用を目的とした閉鎖性海域の環境改善

3) 大気環境に関する調査研究

大気環境保全に関する最近の行政ニーズに即して、大気汚染常時監視網の見直し、自動車排ガス対策、地球温暖化対策、ヒートアイランド対策、黄砂対策及び新たに環境基準が設けられた大気中微小粒子状物質（PM_{2.5}）の大気中濃度の監視等に関する研究を行っています。

- 大気汚染物質濃度の評価と予想モデル
- 兵庫県におけるヒートアイランド現象の実態把握及び対策の有効性検討
- 自動車排ガスによる大気汚染低減対策の効果検証とPM_{2.5}汚染の実態把握
- 黄砂飛来時における重金属等の大気中有害物質汚染の実態解明
- 広域光化学大気汚染の実態把握並びに対策効果



環境教育(水生生物)



ヒートアイランド現象調査

4) 行政検査に係る調査分析

兵庫県（環境部局）からの依頼を受けて、大気汚染・水質汚濁の監視業務における試料の分析、施設への立入検査等の調査分析、発生源における適正管理や排出抑制等の対策の指導助言など分析業務を実施しています。

(7) 事業内容（国際協力事業）

【平成21年度は一部エコアクション21登録認証範囲外】

当協会では、これまで培ってきた、経験や技術を活かし、持続可能な開発に向け、世界各地の環境保全の取り組みに協力しています。

- 1) モンゴル森林再生プロジェクト
- 2) ブラジルパラナ州における環境管理技術協力事業
- 3) 兵庫県・広東省ビジネス交流会議（再掲）
- 4) JICA（東アジア酸性雨モニタリング、地方自治体における廃棄物コース、環境安全のための化学物質リスク管理と残留分析コース）



モンゴル森林再生プロジェクト

3. 環境への取り組み

当協会は、平成17年3月にISO14001の導入を行い、環境への取り組みに関する組織体制を構築しました。エコアクション21については、平成21年2月に認証登録を行い、ISO14001からエコアクション21に移行しました。

(1) 環境方針

財団法人ひょうご環境創造協会環境方針

【理念】

財団法人ひょうご環境創造協会(以下、当協会と言う)は、環境の保全・創造が人類共通の最重要課題の一つであることを強く認識し、活動のあらゆる面で、環境の保全と創造に配慮して行動する。

【方針】

当協会は、「環境適合型社会の実現をめざし、参画と協働の取組を進めます」をスローガンに、県民、NGO・NPO、企業、行政の行う環境保全と創造活動を支援し、促進する推進母体として、環境創造事業、循環型社会推進事業、環境調査・分析事業、環境研究事業などの事業活動等において、環境負荷を低減するとともに環境保全・創造活動を実践するため、以下の原則を履行する。

1 (環境保全・創造活動の推進)

職員全員が下記の環境保全・創造活動の実践に取り組むとともに、事業活動による環境負荷の低減及び環境汚染の予防・防止に努める。

(1) 環境保全活動

化学薬品は、適正管理・適正使用を徹底し、使用量の削減に努める。

物品等の調達にあたっては、グリーン調達を推進する。

電気、水、ガス、紙等の資源・エネルギーは、使用量の削減・再利用に努める。

廃棄物は、排出の抑制を図るとともに分別を適正に行い、再資源化を推進する。

産業廃棄物の適正管理に努める。

排水処理施設及び排ガス処理施設は、適正に管理し、汚染物質排出の予防・防止に努める。

製品及びサービスにおける環境配慮としてエコドライブを推進する。

(2) 環境創造活動

ライフステージに応じた環境学習・教育を推進し、県民、事業者の環境創造活動を支援する。

グリーンエネルギーの導入等の地球温暖化防止のための実践活動を促進する。

環境問題に関する情報収集・提供及び普及啓発・調査研究に努める。

2 (法令等の遵守)

当協会に適用される環境関連の法令等及び当協会の同意するその他の要求事項を遵守する。

3 (緊急時の対応)

緊急事態に備え、化学薬品の保管・使用及び排水処理施設等の管理にあたっては、防災対策を講じ、汚染物質の漏出の防止に努める。

4 (継続的改善)

環境方針、環境目標は、社会情勢及び社会的要請を考慮して定期的に見直しを行い、継続的改善により、環境負荷の低減と環境保全・創造活動の実践に努める。

5 (公開)

環境方針は、公開する。

制定日 平成22年4月1日

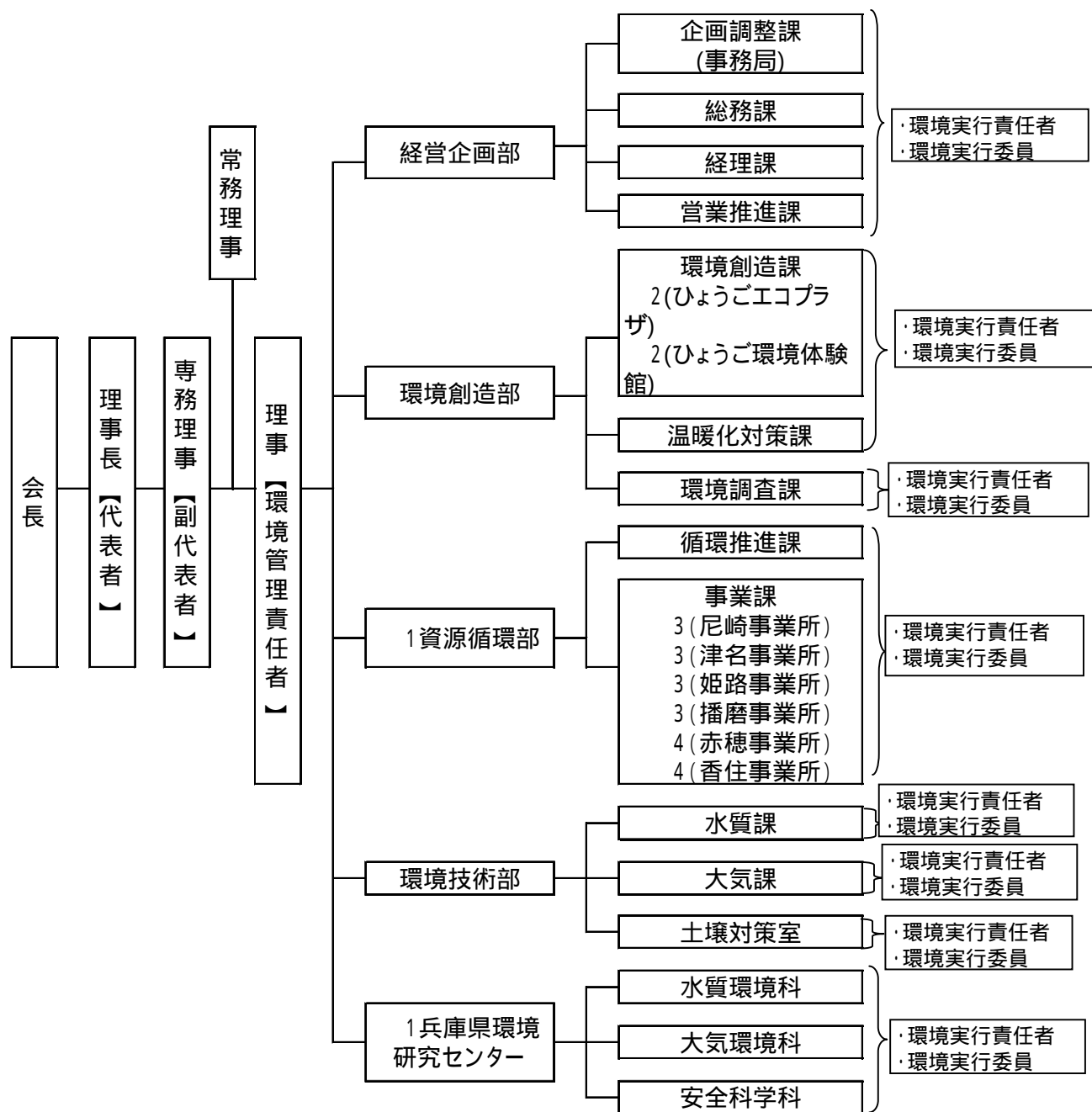
財団法人ひょうご環境創造協会 理事長

青山善敬



財団法人 ひょうご環境創造協会
Hyogo Environmental Advancement Association

(2) 対象範囲



- 1 資源循環部及び兵庫県環境研究センターは、平成22年4月よりエコアクション21の運用を行っています。
- 2 ひょうごエコプラザ及びひょうご環境体験館は、県の施設であるため県のEMSの基で活動しています。そのため協会のエコアクション21の対象範囲からは除きます。
- 3 尼崎事業所、津名事業所、姫路事業所、播磨事業所は、大阪湾広域臨海環境整備センターのエコアクション21において認証登録しているため対象範囲から除きます。
- 4 赤穂事務所、香住事務所は、平成25年度までにエコアクション21の適用範囲に含め運用を行います。

(3) 環境目標と環境活動計画

活動	環 境 方 針	項 目	基準年度	環 境 目 標				主要な取り組み項目
			平成17～19年度平均値	平成20年度(実績)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
環境創造活動	(2) ライフステージに応じた環境学習・教育の推進、県民・事業者の環境活動支援	環境創造活動の実践	-	-	職員数(4月1日現在)に個人目標ポイント(職員等:8ポイント、パート契約職員:6ポイント)を乗じて得られるポイント以上	職員数(4月1日現在)に個人目標ポイント(職員等:8ポイント、パート契約職員:6ポイント)を乗じて得られるポイント以上	職員数(4月1日現在)に個人目標ポイント(職員等:8ポイント、パート契約職員:6ポイント)を乗じて得られるポイント以上	・職員全員が下記の環境創造活動を行い、「環境創造活動チェック表」により、四半期ごとに活動状況をチェックする。 (1) 環境講演会、イベント、技術研修会、調査研究学会等に参加 (2) エコフェスティバルに参画 (3) 環境問題に関する講演会、セミナー等に講師として参加 (4) 屋外清掃等の環境美化活動に参加 (5) 環境に関する所内勉強会に参加 (6) エコチェックカレンダー会員に参加 (7) 環境に関する調査研究をとりまとめ、外部又は内部報告を実施
	(2) グリーエネルギーの導入等の地球温暖化防止のための実践活動の促進	環境創造活動の実践						
	(2) 環境問題に関する情報収集・提供及び普及啓発・調査研究の推進	環境創造活動の実践						
環境保全活動	(1) 廃棄物の排出抑制及び分別の適正化	(参考)リサイクル率(%)	58.71	78.24(注1)	リサイクル率60%以上	リサイクル率60%以上	リサイクル率60%以上	(1)再生できる紙類はごみにせず、「コピー紙」、「一般紙」、「新聞紙」、「雑誌・本類」、「段ボール」、「シュレッター」に分別回収する。 (2) アルミ缶・スチール缶・ガラス瓶及びペットボトルは分別する。 (3) 使い捨て容器の使用を控える。 (4) 電子メールの利用により紙文書の省略に努める。また、コンピュータネットワークの活用を図りペーパーレス化に努める。 (5) 資料については、原則として、両面コピー・両面印刷を行う。
	(1) 化学薬品の適正管理・適正使用	化学薬品管理	巡視点検(月1回/年12回)	巡視点検(月1回/年12回)	化学薬品管理の徹底:安全衛生委員会による巡視点検(月1回/年12回)	化学薬品管理の徹底:安全衛生委員会による巡視点検(月1回/年12回)	化学薬品管理の徹底:安全衛生委員会による巡視点検(月1回/年12回)	(1)手順書(「薬品・高圧ガス管理手順」)に基づく管理の実施 (2)衛生委員会による管理施設巡視点検
	(1) 物品等に係るグリーン調達	グリーン調達	-	100%	グリーン調達の推進:事務用品のグリーン調達率を原則100%	グリーン調達の推進:事務用品のグリーン調達率を原則100%	グリーン調達の推進:事務用品のグリーン調達率を原則100%	(1)環境配慮型製品の購入の推進 (2)国際エネルギー省エネ表示等のあるO A機器等の導入推進 (3)公用車への低公害車導入の推進
	(1) 電気、水、紙等の資源・エネルギーの使用量削減・再利用	電気使用量(KWH)	886,756	847,602	4%削減 851,286	5%削減 842,418	6%削減 833,551	(1)昼休み時間の消灯を徹底する。 (2)パソコンは離席時等短時間使用しない時に省エネモードとなるよう設定する。 (3)冷暖房時は、適切な温度(冷房時28℃以上、暖房時20℃以下)に設定する。 (4)エコタップの活用を図る。 (5)廊下の消灯を行う。 (6)環境実行委員等が「環境行動チェック表」により、取組状況をチェックする。
		二酸化炭素排出量(kg-C)	123,269	119,207	4%削減 118,338	5%削減 117,106	6%削減 115,873	電気使用量削減の取り組みに加えて、下記のエコドライブを実践する。 (1)不要なアイドリングをやめる。 (2)タイヤの空気圧をチェックする。 (3)不要な荷物を降ろす。 (4)暖機運転は適切に行う。 (5)急発進、急加速はやめる。
		水使用量(m ³)	4,034(19年度)(注2)	- (注3)	4,000以下	4,000以下	4,000以下	(1)流し使用時には、食器洗いや物を冷やす際に水の流しっぱなしをしない。 (2)ビペット洗浄時間を適正に行う。
	(1) 産業廃棄物の適正管理	産業廃棄物管理	-	-	産業廃棄物適正管理の実施	産業廃棄物適正管理の実施	産業廃棄物適正管理の実施	・産業廃棄物の適正管理(保管・処分委託)の徹底
	(1) 排水処理施設及び排ガス処理施設の適正管理	排水/排ガス管理	月2回の排水水質、年1回の排ガス濃度自主測定	月2回の排水水質、年1回の排ガス濃度自主測定	試験分析排水及び排ガス管理の徹底:月2回の排水水質、年1回の排ガス濃度自主測定の実施	試験分析排水及び排ガス管理の徹底:月2回の排水水質、年1回の排ガス濃度自主測定の実施	試験分析排水及び排ガス管理の徹底:月2回の排水水質、年1回の排ガス濃度自主測定の実施	(1)手順書(「薬品・高圧ガス管理手順」)に基づく管理の実施。 (2)衛生委員会による管理施設巡視点検の実施。

(注1) 本・雑誌類が大量に排出されたため、リサイクル率が大きくなっている。
(注2) クーリングタワーの廃止(平成19年度)により、大きく水使用量が削減できたため。
(注3) 水道メーター故障のため、正確なデータが得られなかった。

(4) 環境目標と環境活動計画の実績、取組結果とその評価

1) 環境創造活動の推進 (ポイント評価方法変更より参考)

平成 21 年度における協会の環境創造活動として、職員の一人一人が下記の活動を行い、活動内容ごとに環境活動ポイントを設定することで、環境への取組を推進していくこととしています。平成 21 年度における環境創造活動は、職員全体 (認証登録範囲) の 67 % が目標を達成しています。また、職員が行った環境創造活動の内容は、下記のとおりです。

- 環境講演会、イベント、技術研修会、調査研究学会等に参加
- エコフェスティバルに参画
- 環境問題に関する講演会、セミナー等に講師として参加
- 屋外清掃等の環境美化活動に参加
- 環境に関する勉強会に参加
- エコチェックカレンダー会員に参加
- 環境に関する調査研究をとりまとめ、外部又は内部報告を実施



エコフェスティバル



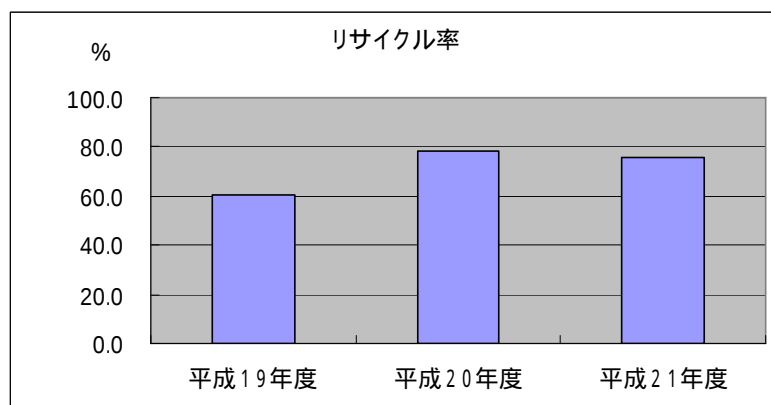
エコチェックカレンダー

2) リサイクル率 (目標達成)

協会では、一般廃棄物は、再資源化物として古紙 (コピー紙、雑誌など)、新聞紙、ダンボール、アルミ缶、スチール缶、びん類、非再資源化物として可燃ごみ (生ゴミ / 紙くずなど)、不燃 / 粗大ごみ (傘 / フロッピーなど) に分別しています。平成 21 年度のリサイクル率は、75.6 % で平成 20 年度より 2.6 % 減少しましたが、一般廃棄物排出量は 1003.3 kg、削減できました。

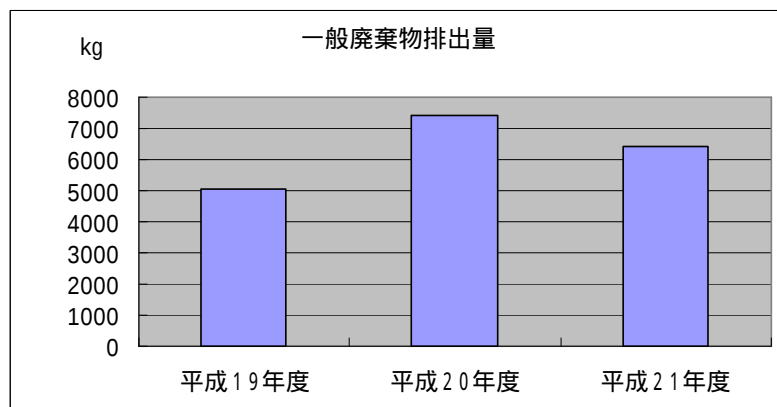
平成 21 年度再資源化物実績

古紙	2.6585t
新聞紙	0.2825t
ダンボール	1.2291t



平成21年度非再資源化物実績

可燃ごみ 1.363 t
不燃/粗大ごみ 0.1999 t



3) 化学薬品管理 (目標達成)

平成21年度の化学薬品の管理は、ISO9001等手順書である「薬品・高圧ガス管理手順」に従った管理を行っています。PRT法に基づく物質も1tを超えるものではありませんでした。また、平成21年度の衛生管理者による巡視点検(月1回/年12回)が行われましたが、10月及び11月にボンベ転倒防止策が行われていなかったため安全衛生委員会で防止策の徹底が指示された以外問題はありませんでした。

平成21年度薬品使用量実績

薬品 2.355 t
薬品 1.24 L
(PRT法に基づく物質)
物質 121.855 kg
物質 4.5 L
tに換算できる薬品は、tに換算にしています。



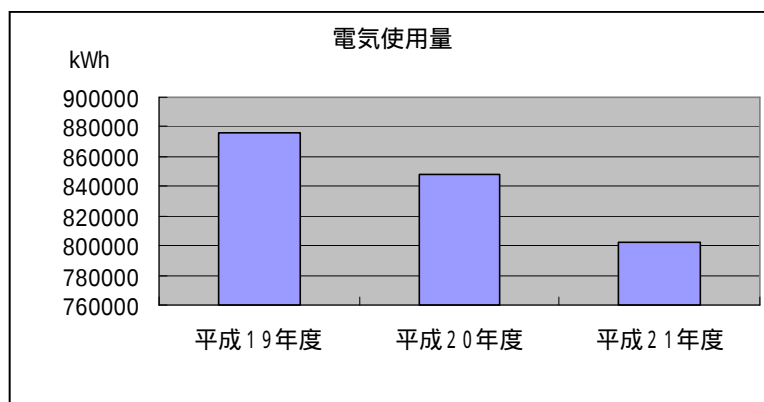
化学物質保管庫

4) グリーン調達 (目標達成)

グリーン調達については、経理課において、主に事務用品のグリーン調達を行っています。平成21年度は、全ての事務用品についてグリーン調達が行われました。

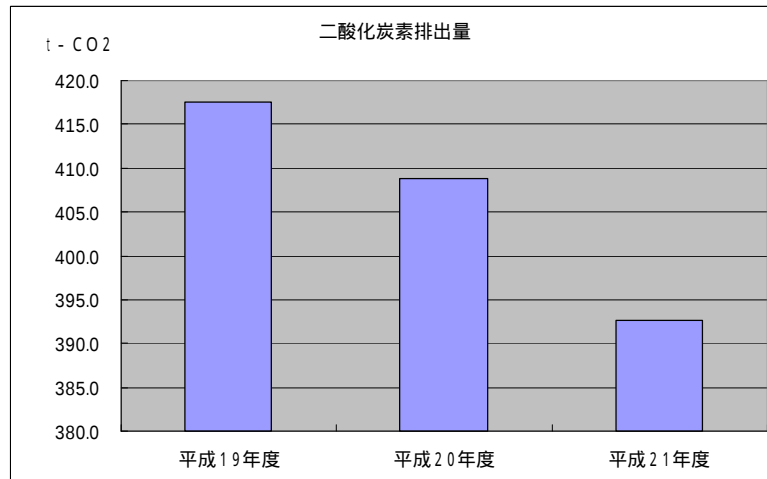
5) 電気使用量 (目標達成)

平成21年度における電気使用量は、802,067 kWhであり、平成21年度目標(851,286 kWh)よりさらに6%削減でき、平成17年度から平成19の平均値より10%削減できました。電気使用量については、環境への取組の結果、ここ3年間は減少傾向が続いています。



6) 二酸化炭素排出量（目標達成）

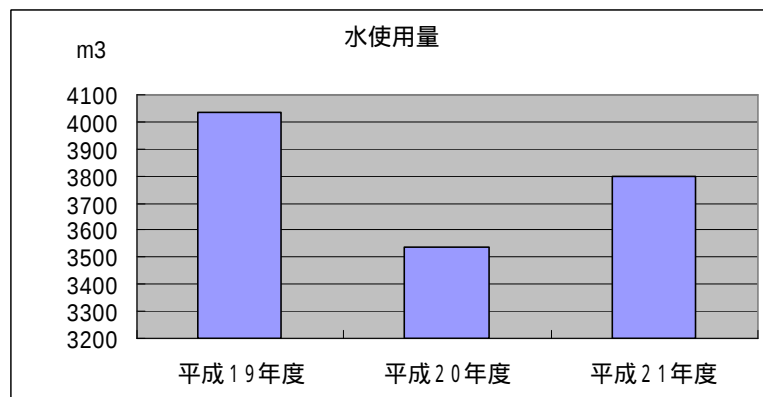
平成21年度における二酸化炭素排出量は、392.6 t-CO₂であり、平成21年度目標406.2 t-CO₂より3.3%削減でき、平成17年度から平成19年度の平均値423.2 t-CO₂より7.2%削減できた。二酸化炭素排出量については、環境への取組の結果、ここ3年間は減少傾向が続いています。（平成21年度の値をkg-Cからt-CO₂に換算して実績及び評価しています。）



（二酸化炭素排出係数0.000336 t-CO₂/kWh）

7) 水使用量（目標達成）

平成21年度における水使用量は、3,799 m³であり、平成21年度目標（4,000 m³）から5%削減出来ました。



8) 産業廃棄物管理（維持管理）

当協会から排出される産業廃棄物は、廃プラスチック類、廃ガラス類、廃金属類、汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃油があり、そのうち、廃酸、廃アルカリ、廃油は特別管理産業廃棄物になります。平成21年度に排出された産業廃棄物は、1408.6 kg、特別管理産業廃棄物は、1,799 Lであり、平成20年度の排出量に比べて、産業廃棄物排出量が23.4%増加し、特別管理産業廃棄物が4.6%減少しました。これらの産業廃棄物は都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処分業者に処分を委託し、委託時には産業廃棄物管理票（電子マニフェスト）を発行して、適切に処分が行われたかどうかの確認を行っています。平成21年度における産業廃棄物管理票の発行枚数は29枚であり、すべて適切な処分が行われていることの確認しました。

平成21年度産業廃棄物実績			
廃プラスチック類	890.6 kg	廃酸	689.0 L
廃ガラス類	302.0 kg	廃アルカリ	10.0 L
廃金属類	40.0 kg	廃油	1100.0 L
汚泥	176.0 kg		

9) 排水 / 排ガス管理 (目標達成)

協会では、重金属などの有害物質を含む排水は、排水処理装置を用いて処理を行い、無害化し、pHを調整した後、公共下水道に排出しています。また、有機性汚濁物質を含む排水は、高分子凝集剤を使用した凝集沈殿を行った後、公共下水道に排出している。これらの排水については、定期的に自主検査を行っていますが、基準値を超える値は検出されませんでした。常温で揮散しやすい薬品（酸、溶剤）の取扱は、ドラフト装置内で行い、揮散したガスを吸引して排ガス処理装置による処理を行った後、無害化した空気を大気中に放出しています。また、協会では、薬品が大気中に放出されることを未然に防止するため、月1回、衛生管理者による巡視点検を行い、これらの設備に異常がないかどうかをチェックしています。



排水処理施設



衛生管理者による巡視点検

10) 環境教育 / 訓練

協会では、自覚教育として登録認定範囲の全職員に対して、業務を推進するうえで必要な環境保全教育（自覚教育）を平成21年6月～7月に行いました。また、化学薬品の漏洩及び危険物保有量の多い分析室の火災を緊急事態として特定し、緊急事態への対応策として、「緊急事態対応手順書」を定めています。平成21年度は、緊急事態の訓練及びテストを平成21年6～7月に行い、手順書に定められた作業が適切に行えるかどうかの確認を行いました。

教育 / 訓練名称	対象	参加人数
自覚教育	平成21年度エコアクション21認証登録範囲職員	91人
緊急事態対応訓練	化学薬品を取り扱う職員対象	43人

11) 環境監査

当協会（本部）では、エコアクション21の要求事項や環境経営システムによる取り決めが、確実に実行されているかを確認するため、エコアクション21審査人による審査を受審し、システムの継続的改善に努めています。平成21年1月26日に行われた中間審査では、不適合1件（産業廃棄物と顧客に返却する試料容器が同じような場所にあるため、協会職員は識別出来るが第三者が見ても分かるように保管方法を改善する）を受けました。是正処置及び再発防止に対する予防処置として、処置試料返却容器を別の場所に移動させるとともに、課内会議において、返却試料に表示を行うとともに常に整理整頓を心がけるよう伝達しました。平成22年3月31日に再発防止策の効果を確認しました。

(5) マテリアルバランス

当協会（本部）の平成 2 1 年度の事業活動により、環境に与えた影響を環境負荷として示しています。

エネルギー(インプット)

電気	802,067kWh
都市ガス	4453m ³
ガソリン	33,463L
軽油	4,572L

資源(インプット)

上水	3799m ³
紙	4.48t
薬品	2.355t
薬品	1.24L

tに換算できる薬品は、tに換算にしています。

財団法人
ひょうご環境創造協会(本部)
【環境保全創造事業、環境調査・測定分析事業】

排出物(アウトプット)

CO ₂ 排出量	392.6t - CO ₂
再資源化廃棄物	4.8394t
非再資源化廃棄物	1.5629t
産業廃棄物排出量	1408.6kg
特別管理産業廃棄物	1,799L
下水道	3,799m ³

製品(アウトプット)

分析測定件数	165,575件
環境調査・コンサルティング業務	50件



(6) 環境関連法規等の遵守状況の確認及びその評価の結果 並びに違反、訴訟等の有無

環境関連法規等については、環境経営システムのなかで、「法規制等遵守状況チェック表」を作成してチェックを行い、違反があった場合は是正することになっています。協会に適用される法規、その他の要求事項は、「法的及びその他の要求事項一覧表」に定めています。また、平成21年度は、協会に適用される法規等について違反や公的機関等から訴訟等及び利害関係者からの苦情も1件もありませんでした。

法的及びその他の要求事項一覧表

○ : 適用を受ける ◯ : 関連あり

NO	適用	法令等の名称	法令等の要求事項					当協会の実施事項	点検・測定の種類
			該当する施設名・物質・現象等	法令等基準値	許認可・届出	測定義務	報告義務		
1		(国)廃棄物の処理及び清掃に関する法律 S.45.12.25制定 H20.5.2最終改正 (市)神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例 S.47.4制定 H.20.3.31最終改正	産業廃棄物、特別管理産業廃棄物	保管場所に掲示板の掲出	特別管理産業廃棄物管理責任者の選任および届出	なし	神戸市長に報告書提出 (6月末まで)	「EF46R-001 法規制等遵守状況チェック表」による	なし
2	○	(市)神戸市告示第736号 (平成21年度神戸市一般廃棄物処理実施計画) H21.3.31制定	一般廃棄物の分別	収集・運搬計画	なし	なし	なし	一般廃棄物を4区分に分別し、市の指定する区分ごとの指定袋で排出する	なし
3		(国)下水道法 S.33.4.24制定 H17.6.22最終改正 (市)神戸市下水道条例 S.44.4制定 H.19.4.5最終改正	排水処理装置	政令で定める排出基準の遵守	公共下水道管理者に届出	水質の測定	なし	「EF46R-001 法規制等遵守状況チェック表」による	別紙(「神戸市下水道条例」に係る排水測定頻度)による
4	○	(国)特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律 S.63.5.20制定 H12.5.31最終改正 (国)特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保に関する法律 H.13.6.22制定 H.18.6.8最終改正	パッケージエアコン、公用車	なし	なし	なし	なし	廃棄時は適切に処置する	なし
5		(国)消防法 S.23.7.24制定 H.20.5.28最終改正	薬品	表示義務	なし	なし	なし	「EF46R-001 法規制等遵守状況チェック表」による	使用の都度
6		(国)労働安全衛生法 S.47.6.8制定 H.18.6.2最終改正	一般事項、室内環境 大気・排ガス	健康診断 局所排気装置の設置	なし	健康診断	なし	「EF46R-001 法規制等遵守状況チェック表」による	2回/年(6月、12月) 2回/年(3月、9月)
7	○	(国)特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律 H.11.7.13制定 H.14.12.13最終改正	薬品	第1種指定化学物質は取扱量1トン/年以上が対象	なし	なし	なし	なし	なし
8	○	(国)化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 S.48.10.16制定 H.17.4.24最終改正	薬品	第一種特定化学物質標準品は、使用制限あり(試験研究は除外)	なし	なし	なし	使用記録簿への記入	使用の都度
9	○	(国)高圧ガス保安法 S.26.6.7制定 H.18.6.2最終改正	分析室およびボンベ室	なし	なし	なし	なし	なし	なし
10		(国)毒物及び劇物取締法 S.25.12.28制定 H.13.6.29最終改正	薬品	表示義務 盗難防止	なし	なし	なし	「EF46R-001 法規制等遵守状況チェック表」による	使用の都度
11	○	(国)悪臭防止法 S.46.6.1制定 H.18.6.2最終改正 (市)悪臭防止法の規定に基づく悪臭の規制地域の指定及び規制基準の設定について S.48.4.10制定 H.13.4.19最終改正	薬品	A地域、B地域の区分毎に悪臭物質の基準値を設定	なし	なし	なし	薬品を使用後は、直ちに試験瓶を密栓するなど悪臭発生防止処置	なし
12	○	(国)自動車から排出される窒素酸化物粒子状物質の特定地域における送料の削減等に関する特別処置法 H.4.6.3制定 H.19.5.18最終改正	公用車	国・地方公共団体が実施する施策への協力	なし	なし	なし	アイドリングストップ	なし
13	○	(国)国等による環境物品の調達の推進に関する法律 H.12.5.31制定 H.15.7.16最終改正	環境物品	努力義務	なし	なし	なし	法の精神を尊重し、グリーン調達に努める	-
14	○	(国)資源の有効な利用の促進に関する法律 H.3.4.26制定 H.14.2.8最終改正	パソコン、紙、アルミ缶、スチール缶、ペットボトル	なし	なし	なし	なし	分別回収、リサイクルおよびリユースを確実にを行う業者への処理委託	-
15		(国)放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 S.32.6.10制定 H.19.5.11最終改正	分析機器	表示義務	文部科学大臣への使用届及び放射線障害を防止するための規程及び放射線取扱主任者の届出	なし	機器設置施設を文部科学大臣に報告	「EF46R-001 法規制等遵守状況チェック表」による	1回/年 2回/年
16	○	(国)家電リサイクル法 H.10.6.5制定 H.15.6.18最終改正	テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン	協力義務	なし	なし	なし	リサイクルおよびリユースを確実に業者への処理委託	-
17	○	(国)自動車リサイクル法 H.14.7.2制定 H.20.5.2最終改正	自動車	協力義務	なし	なし	なし	自動車の購入/車検/廃棄時、情報管理センターに再資源化預託金等の預託	-
18	○	(国)自然公園法 S.32.6.1制定 H.18.6.18最終改正				なし	なし		-

法規制等遵守状況チェック表(平成 21年度)

(文書番号: EF46R-001-版1)

報告			確認												(文書番号: EF46R-001-版1)						
環境管理			環境技術部長																		
責任者			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月							
環境側面			環境法規制の遵守状況															管理責任者			
規制物質名	該当設備	関連業務	法令等の名称	制・改正年月日	規制内容	規制値等	チェック												(法的資格)		
							4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
水質汚濁物質	排水処理装置 (南経路排水)	水質・土壌分析	神戸市下水道条例	S.44.4制定 S.50.10改正	*カドミウム及びその化合物	0.05mg/l以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	樋口 大輔 (排水管理責任者)		
					シアン化合物	0.7mg/l以下	○	—	—	○	○	—	○	—	—	○	—	—			
					有機燐化合物	0.7mg/l以下	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—			
					*鉛及びその化合物	0.1mg/l以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
					*六価クロム化合物	0.35mg/l以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
					砒素及びその化合物	0.1mg/l以下	○	—	—	○	○	—	○	—	—	○	—	—			
					*水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.006mg/l以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
					PCB	0.003mg/l以下	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—			
					*ジクロロメタン	0.2mg/l以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
					*四塩化炭素	0.02mg/l以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
					*ベンゼン	0.1mg/l以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
					フェノール類	5mg/l以下	○	—	—	○	○	—	○	—	—	○	—	—			
					銅及びその化合物	3mg/l以下	○	—	—	○	○	—	○	—	—	○	—	—			
					亜鉛及びその化合物	5mg/l以下	○	—	—	○	○	—	○	—	—	○	—	—			
					鉄及びその化合物(溶解性)	10mg/l以下	○	—	—	○	○	—	○	—	—	○	—	—			
					マンガン及びその化合物(溶解性)	10mg/l以下	○	—	—	○	○	—	○	—	—	○	—	—			
					クロム及びその化合物	2mg/l以下	○	—	—	○	○	—	○	—	—	○	—	—			
					弗素化合物	15mg/l以下	○	—	—	○	○	—	○	—	—	○	—	—			
					ほう素化合物	230mg/l以下	○	—	—	○	○	—	○	—	—	○	—	—			
					*水素イオン濃度(pH)	5を超え9未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
					*生物化学的酸素要求量(BOD)	2,000mg/l以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
					*浮遊物質(SS)	2,000mg/l以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
n-ヘキサン抽出物質	150mg/l以下 (S)	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—								
総窒素	1,200mg/l以下	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—								
総磷	160mg/l以下	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—								
*温度	45℃未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
ダイオキシン類	10pg-TEQ/l以下	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—								
産業廃棄物 特別管理産業廃棄物	—	土壌・底質分析 排水処理	産業物の処理及び清掃に関する法律	S45.12制定 H20.5改正	産業廃棄物の処分に関するマニフェストの管理状況	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	田浦 英樹 (特別管理産業廃棄物 管理責任者)		
薬品	—	水質、大気、土壌等の分析	毒物及び劇物取締法	S25.12制定 H13.6改正	毒害物は、保管庫に施設して保管されている。 (衛生管理者による巡視)	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	前田 保 (特定毒物研究者)		
薬品	—	水質、大気、土壌等の分析	消防法	S23.7制定 H21.5改正	危険物は、指定数量を超えて保管されていない。 (衛生管理者による巡視)	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	田中 光弘(薬品・高 圧ガス管理責任者)		
—	—	水質、大気、土壌等の分析	労働安全衛生法	S47.6制定 H20.12改正	特殊健康診断の実施(年2回/6月・12月) 作業環境測定の実施(年2回/9月・3月)	—	—	—	○	—	—	—	—	—	○	—	—	—	喜多 清和 (作業環境測定士)		
放射性物質	ガスシールド EOD検出器搬送	水質、大気、土壌等の分析	放射線同位体素等による放射線障害の防止に関する法律	S32.6制定 H17.7改正	文部科学大臣に管理状況報告(年1回/6月) 線量測定(年2回/9月・3月)	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	大西 武夫 (放射線作業主任者)		

注) *印の項目は、毎月2回測定する。その他の項目は、3ヶ月(4、7、10、1月)に1回測定する。ただし、ダイオキシン類は、年に1回とする。



財団法人 ひょうご環境創造協会
Hyogo Environmental Advancement Association

(7) 代表者による全体評価と見直しの結果

見直しのための情報 【 3 - (4) を参照 】	確認・指示内容/変更の必要性
[方針・目標、達成状況] 平成 2 1 年度における環境目標は、すべて達成されています。	[環境方針・環境目標に対するコメント] 「環境方針」、「環境目標」に兵庫県環境クリエイティブセンターとの合併に伴い、資源循環部及び兵庫県環境研究センターを含めて記載すること。 [変更の必要性] 有 無
[環境活動計画の取組み状況] 環境目標を達成するための活動項目は、環境実行委員会等により職員に通知され、取り組みが継続して行われています。	[環境活動計画に対するコメント] 「環境創造活動チェック表」の環境活動の種類に事務部門（環境創造部を除く）でも、取り組みやすい種類を記載するとともに今回、新たに追加された取り組みの種類を職員に周知徹底すること。 [変更の必要性] 有 無
[法律等の改定、順守状況] 法規制等遵守状況チェックの結果、環境関連法規への違反はありません。また、外部からの環境関連法規に関する違反等の指摘及び訴訟はありませんでした。	[順守状況の確認に対するコメント] 特になし [変更の必要性] 有 無
[環境経営システムの実施状況] 平成 2 1 年度は、外部審査で 1 件不適合がありましたが、概ね順調に機能しています。	[環境経営システムに対するコメント] 兵庫県環境クリエイティブセンターとの合併に伴い、資源循環部及び兵庫県環境研究センターを含め運用を行うとともに「エコアクション 2 1 ガイドライン」改訂 2 0 0 9 年版に対応すること。 [変更の必要性] 有 無
[報告年月日] 平成 2 2 年 6 月 1 0 日	[見直し年月日] 平成 2 2 年 6 月 1 0 日
[環境管理責任者] 氏名： 井上 成人 	[代表者] 氏名： 青山 善敬 

(8) 次年度の環境目標と取組内容

(二酸化炭素排出係数 0 . 0 0 0 3 3 6 t - C O ₂ / k W h)

活動	取り組み項目	管理項目	平成21年度実績 (協会本部)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	主な取り組み項目	取り組み部署			
								事務局	経営企画部 環境創造部(2F) 環境調査課 資源循環部 (事業所は除く)	水質課(本館側) 水質課(工技側) 及び土壌対策室 大気課 兵庫県環境研究センター	大気課(工技側)
環境負荷の低減	薬品管理、使用量削減【環境方針(1)】	薬品管理	巡視点検(月1回/年12回)	月1回実施状況の確認	月1回実施状況の確認	月1回実施状況の確認	ISO9001等の手順書に従った化学薬品管理に係る記録を確認		—		
	グリーン調達【環境方針(1)】	グリーン調達の推進	-	月1回部署内で周知	月1回部署内で周知	月1回部署内で周知	環境に配慮した物品等の購入及び使用				
	二酸化炭素の削減【環境方針(1)】	電気使用量(kWh)	802,067	1,246,610以下	1,246,610以下	1,246,610以下	昼休み時間の消灯を徹底する、パソコンは離席時等短時間使用しない時に省エネモードとなるよう設定する、冷暖房時は適切な温度(冷房時28℃以上、暖房時20℃以下)に設定する、エコタップの活用を図る、廊下の消灯を行う、環境実行委員等が「環境行動チェック表」により取組状況をチェックするなど				
		ガス使用量(Nm ³)	4,453	5,661以下	5,661以下	5,661以下	ガス使用量を管理し、削減に努める				
		ガソリン使用量(L)	33,463	35,333以下	35,333以下	35,333以下	エコドライブの推進 不要なアイドリングをやめる、タイヤの空気圧をチェックする、不要な荷物を降ろす、暖機運転は適切に行う、急発進、急加速はやめるなど				
		軽油使用量(L)	4,572	4,572以下	4,572以下	4,572以下	電気、ガス、ガソリン、軽油の削減に取り組む				
		二酸化炭素排出量(t-CO ₂)	392.6	562.2以下	562.2以下	562.2以下					
	総排水量の削減【環境方針(1)】	水使用量(m ³)	3,799	4,430以下	4,430以下	4,430以下	流し使用時には食器洗いや物を冷やす際に水の流しっぱなしをしない、洗浄時間を適正に行うなど				
	廃棄物排出量の削減【環境方針(1)】	リサイクル率(%)	75.6	全体で70%(部署ごとに目標別)	全体で70%(部署ごとに目標別)	全体で70%(部署ごとに目標別)	再生できる紙類はごみにせず分別する、アルミ缶・スチール缶・ガラス瓶及びペットボトルは分別する、使い捨て容器の使用を控えるなど	70%	60%	80%	
	環境創造活動の実践【環境方針(2)】	環境保全活動	年間平均達成率は、約67%	年間平均達成率75%以上	年間平均達成率75%以上	年間平均達成率75%以上	職員全員が環境創造活動を行い、「環境創造活動チェック表」により、四半期ごとに活動状況をチェックする。 (評価方法) ・職員に1人あたり累計8ポイントで目標達成とし、四半期ずつ目標2ポイントずつの増加させ、累計で評価する				

環境方針(1) は、法令遵守に該当するため、「法的及びその他の要求事項一覧表」及び「法規制等遵守状況チェック表」等による管理項目とする

発行 / (財)ひょうご環境創造協会
Hyogo Environmental Advancement Association
〒654 - 0037 神戸市須磨区行平町3 - 1 - 13
TEL 078 - 735 - 2737 FAX 078 - 735 - 2292
お問い合わせ先 経営企画部企画調整課
ホームページ <http://www.eco-hyogo.jp/>



財団法人 ひょうご環境創造協会
Hyogo Environmental Advancement Association